

塩竈市国民健康保険税の引き下げについて

塩竈市国民健康保険被保険者の負担軽減を図るため、平成28年度分以降の国保税税額（税率）の改定（引き下げ）を行います。

1. 内容

○平均改定率 ▲6.05%

○平均改定額 ▲9,148円（世帯／年）

○適用 平成28年度以降（平成28年4月以降）分の塩竈市国民健康保険税が対象

○税額改定内容

- ・医療保険分の税額を引き下げいたします。

【改定税額】

区 分		改定前	改定後	改定点
医療保険分	所得割	7.70%	7.20%	▲0.50ポイント
	均等割	28,000円	24,000円	▲4,000円
	平等割	26,000円	24,000円	▲2,000円

※後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税額に変更はありません。

○備考 今回の国保税税額改定は、平成27年12月議会において塩竈市国民健康保険税条例の改正の可決を受け実施するものです。
（条例施行日：平成28年4月1日）

【参考】塩竈市国民健康保険の概要（平成27年11月末現在）

加入世帯 8,443世帯（塩竈市世帯全体の36.7%）

加入者（被保険者）数 13,956名（塩竈市人口全体の25.1%）

2. 今後の国保事業の取り組み

人間ドック事業や脳ドック事業といった保健事業の利用促進など、塩竈市国保加入者が健康的に生活できる取り組みを積極的にすすめながら、国保税収納率の向上など、安定的に国保会計事業が運営できるように努めてまいります。

【近年の取組】脳ドック助成事業の開始（平成26年度～）

保険税の納期回数の変更（年8回⇒年12回）（平成27年度～）

※国民健康保険税については、平成24年度以降4度目（平成26年度からは3年連続）の引き下げになります。

平成24年度：3.88%引き下げ 平成26年度：3.22%引き下げ

平成27年度：3.33%引き下げ 平成28年度：6.05%引き下げ（今回）

問い合わせ先

健康福祉部保険年金課保険総務係

022-355-6497